

市立四日市病院喫茶店運営事業者募集仕様書

1 使用物件

(1) 設置予定場所

三重県四日市市芝田二丁目2番37号

市立四日市病院（以下「病院」という。） 2階

（平成24年8月使用開始予定 工事の進捗により変更の場合があります。）

(2) 面積

50.4 m²

(3) 平面図

別紙

(4) 店舗設備・工事等

喫茶店の設備等については、下記仕様のとおりとし、喫茶店運営に必要な流し台、給湯器及び厨房機器及び排気フードの改修等の設備工事及び什器・備品の設置については、運営事業者の負担により実施すること。

店舗の設備工事については、病院と設計及び施工の協議を行ったうえ、病院の承認を受けた後とし、病棟増築・既設改修工事施工業者と十分協議のうえ施工すること。

なお、喫茶店エリアの設備については、設置者が喫茶店運営事業者であるか、病院であるかを問わず、原則として喫茶店運営事業者自らの負担と責任において維持管理を行うこと。

〔行政財産使用許可の時点で当院が準備する設備等〕

内装仕上

床 ビニル床シート 塗床（厨房）

壁 ビニルクロス 磁器質タイル（厨房）

天井 化粧石膏ボード ケイ酸カルシウム板（厨房）

電気設備等

1) 電灯・コンセント

2) 電話等通信設備

3) 消防用設備

空調・換気設備

1) 冷暖房設備

2) 換気設備（排気フードの改修を除く）

給排水設備（機器の接続工事を除く）

ガス設備（機器の接続工事を除く）

2 使用用途

喫茶店

3 使用形態及び使用許可期間

- (1) 運営事業者は喫茶店として使用する部分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4の規定に基づき、行政財産目的外使用許可（以下、「使用許可」という）を受けて使用することとする。
- (2) 使用許可期間は3年以内とする。（ただし、初回については平成27年7月31日までとし、期間満了時に改めて使用許可を更新し、最長、平成33年7月31日までの9年間とする。工事の進捗により予定事業期間の開始日が変更となる場合は、予定事業期間の開始日から3年間とし、期間満了時に改めて使用許可を更新。最長、事業期間の開始日から9年間とする。）
- (3) 店舗の設置、撤去等に要する期間についても、使用許可期間に含むこととする。
- (4) 事業終了時には運営事業者の負担で、原則として原状復帰すること。

4 使用条件等

(1) 営業日及び営業時間

営業日及び営業時間は、提案による。

ただし、病棟の消灯時間である午後9時には閉店すること。また、開院日は最低限午前8時30分から午後5時までの間営業することとし、院内デリバリーサービスも実施すること。

（参考）

現行営業日及び営業時間 : 月曜日から金曜日の午前8時30分～午後5時

現行休業日 : 土、日、祝日 12月29日～1月3日

(2) 電話設置費用

内線電話（外線通話も可能。外線電話使用料については、「6 経費の負担」のとおり）は、病院が設置する。

(3) 提供メニュー及び提供価格

提供メニュー及び提供価格は、「7 要求事項」を満たすことを前提に一般的な範囲で運営事業者が決定できる。なお、院外で調理したものを提供することも可とする。

(4) 営業に伴う関係法令上の手続き

営業に伴い関係法令上必要となる諸官庁への申請・届出等については、すべて運営事業者負担において行うこと。

(5) 衛生管理及び感染症対策

運営事業者は、関係法令を遵守し、衛生管理及び感染症対策に十分注意を払うとともに、これらにおいて発生した問題等については、すべて運営事業者の負担と責任に

において対処するものとする。

(6) 張り紙、看板等の表示

原則として認めないが、運営事業者や提供メニューに関係するものに関しては表示箇所・看板等の色彩及び数量等について病院側と協議のうえ、病院敷地内の他の施設との一体性を保つと認められる場合のみ許可する。

(7) 自動販売機の設置

メニュー提供のための券販売機以外の自動販売機の設置は認めない。

(8) 販売を禁止するもの

アルコール類、タバコ類の販売を禁止する。

(9) 廃棄物の回収及び処分

廃棄物の保管、回収及び処分については、運営事業者の負担により責任をもって行うこと。

(10) 食材等の搬入搬出

食材等の搬入・搬出の時間及び経路については、病院の指示に従うこと。

(11) 従業員の駐車場

従業員の駐車場が必要な場合は、独自に用意すること。

(12) 使用上の制限

使用物件は、最善の注意を持って、維持管理すること。また運営事業者は、使用物件を喫茶店の営業以外の用途に供してはならない。

(13) 第三者の使用禁止

使用許可した部分を第三者に使用させたり、転貸してはならない。

(14) 法令等の遵守

本件の使用にあたっては、関係法令及び規程を遵守すること。

(15) 損害賠償

運営事業者の責に帰すべき事由により病院又は第三者に損害を与えた場合には、すべて運営事業者の負担と責任において賠償をすること。

(16) その他

この仕様書に定める事項のほか、営業に際し必要な事項が生じた場合は、当院と協議すること。

5 使用料(月額)

(1) 行政財産目的外使用料(消費税及び地方消費税込)として、月額88,200円以上を提案することとし、企画提案書に記載した額を負担すること。

(2) 使用料は、別途発行する納入通知書により、納入期限までに納入しなければならない。

6 経費の負担

- (1) 使用物件の維持管理のため通常必要とする経費のほか、清掃、防虫防鼠、消毒等の衛生管理、ごみ処理にかかる経費等、営業にかかるすべての経費は運営事業者の負担とする。
- (2) 電気料金等の光熱水費及び外線電話使用料については、別途発行する納入通知書により、病院の指定する期日までに納入しなければならない。
- (3) 使用料等の振込手数料が必要な場合は、運営事業者の負担とする。

7 要求事項

- (1) 営業日
開院日は営業すること。
- (2) セーフティマネジメント
食材は品質と鮮度に注意して取り扱うこと。
定期的に施設内の床、壁、天井等の清掃を行い、鼠又は害虫の侵入防止に努めること。
初任者研修等、従事者に対する研修は十分に行うこと。
- (3) 提供メニュー、価格
喫茶、軽食、食事等の豊富なメニュー内容の企画、提案を行うこと。
価格はできるだけ安価に設定すること。
- (4) 売上報告
毎月10日までに前月売上げを報告すること。

8 市立四日市病院概要

- (1) 病床数 568床
- (2) 標榜診療科(25診療科)
内科、腎臓内科、血液内科、糖尿病・内分泌内科、精神科、脳神経内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、小児科、外科、形成外科、呼吸器外科、心臓血管外科、整形外科、脳神経外科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科、眼科、産婦人科、放射線科、リハビリテーション科、歯科口腔外科、麻酔科
- (3) 平成22年度外来患者数 1,604人/日
- (4) 平成22年度入院患者数 447人/日
- (5) 職員数(平成24年1月1日現在)
975人(嘱託職員、臨時職員を含む)